

文教大学研究倫理規程に基づく研究倫理審査委員会に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、文教大学研究倫理規程（以下「規程」と言う。）第17条に基づき、研究倫理審査委員会（以下「委員会」と言う。）に関し、全学で統一的に実施、運用すべき事項について定める。

(審査の対象)

第2条 委員会は、「臨床研究に関する倫理指針」（平成15年厚生労働省告示第255号）ほかのガイドラインにより倫理審査委員会の審査を経なければならないとされている研究に限らず、研究者からの申請により、広く人を対象とする実験・調査を伴う研究を審査の対象とするものとする。

(学生の研究の審査)

第3条 学生（大学院学生を含む。）の研究を審査する場合は、簡易な体制及び方法により審査することができる。ただし、その場合、対象、審査体制及び審査方法を、委員会の設置及び運営を定める規程において定めておかななければならない。

(資料の保管)

第4条 審査終了後の審査資料及び審査結果は、校舎の教育研究推進センターにおいて保管する。

(資料の保管期間)

第5条 前条により、校舎の教育研究推進センターが保管する書類の保管年限は、審査した委員会が指示する。

(外部委員への謝金等)

第6条 委員会に外部委員を招聘する場合、1回の会議につき1万円以内の謝金及び交通費を支払うことができる。なお、交通費の金額については、文教大学非常勤講師給与規程の第4条を準用する。

(経費負担)

第7条 前条の謝金及び交通費は、委員会を設置した学部、研究科の予算から支出する。

(改廃)

第8条 この細則の改廃は、大学審議会の議を経て学長が行う。

附則 この細則は、平成23年 4月 1日から施行する。

附則 この細則は、平成24年 4月 1日から施行する。